

## 第2回山梨県障害者施策推進協議会 会議録要旨

1 日 時 令和5年10月24日（火） 午後1時30分～3時

2 場 所 山梨県防災新館4階 409会議室

3 出席者

（委員）

浅野伸二、市村未央、小笠原恭子、小林信保、鈴木勝利、仁科加代子、三浦洋美、柳田正明、山西孝、山本和子、渡邊尚毅、渡邊秀昭、渡邊洋（五十音順）

（県側等）

障害福祉課長、障害福祉課総括課長補佐、広聴広報グループ、県民生活総務課、県民生活安全課、市町村課、防災危機管理課、消防保安課、福祉保健総務課、健康長寿推進課、医務課、健康増進課、子ども福祉課、産業振興課、労政人材育成課、スポーツ振興課、農村振興課、県土整備総務課、道路管理課、建築住宅課、住宅対策室、営繕課、教育企画室、学校施設課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育・児童生徒支援課、生涯学習課、交通規制課、生活安全企画課、地域課、警務課企画室、山梨労働局職業安定部職業対策課

（事務局）

障害福祉課

企画推進担当（3人）、施設支援担当（1人）、地域生活支援担当（1人）、

4 傍聴者等の数 1人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議事
- (3) その他
- (4) 閉会

6 会議に付した議題

- (1) 協議事項  
「やまなし障害児・障害者プラン2024」（仮称）の策定について
- (2) その他

8 議事の概要

- (1) 「やまなし障害児・障害者プラン2024」（仮称）の策定について  
議題について、資料1～3により、事務局から説明した後、次のとおり協議した。

(議長)

ただ今の事務局から説明がありましたとおり、新たなプランは、来年度から3年間の県の障害者施策の方向を示す重要なものであり、障害者基本法で、障害者計画等を策定するに当たり、この協議会の意見を聴くこととされております。

各委員より前もって提出いただいた御意見の一覧表には、プランへの反映について○や△が記載されておりますが、そういったことも含めまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

ではまず、本日プランへの意見について御提出いただいた委員より、内容について説明や補足等あれば御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

よろしくお願いいたします。

本日私の方から提出させていただいた意見等について、簡単に御説明をさせていただきます。

プランの中の色々な項目について書かせていただきましたが、まず、今年の3月16日に、山梨県手話言語条例が施行され、山梨県障害者プランの中にその条例に対する内容のものを盛り込んでいただきありがとうございます。その中で、こちらの資料の方にも掲載していますが、資料2の1ページ、施策番号11番について、条例の普及に関する内容で、特に児童生徒さんには興味を持っていただけるような活動を進めていくと記載されています。このことについて具体的にどのような内容を想定されているのか伺いたいというのが、まず1点です。

続きまして、3ページの施策番号38番です。県外から聞こえない方が観光に来てホテルに泊まる場合もあります。

聞こえない方にとってテレビは情報を得るための1つの手段ですが、設置されているテレビが字幕放送に非対応な宿泊施設がいくつかある、というお話を伺っています。

実は、今年の6月に県外から聞こえない方が甲府の方にお見えになりまして、甲府のホテルにお泊まりになる時に、その部屋のテレビに字幕がないというお話がありました。

その後、そういった御意見を踏まえ、9月にやっとそのホテルのテレビが字幕放送になったというお話を伺っております。

その他の宿泊施設に関しては分かりかねる部分がありますが、字幕をつけるということについて、県内ホテル等の宿泊施設に働きかけていただきたいと思います。

また、宿泊施設に聞こえない方がお見えになった時の対応の仕方ですが、「ようこそいらっしゃいました」とか、「ありがとうございます」といったような挨拶くらいの手話をできれば普及していただきたいと思います。

例えば観光施設、美術館や博物館、色々なところがありますが、その施設の中で、観光案内のための電子パネル等があるかと思いますが、その画面に手話通訳の映像が表示されたり、字幕表示や文字放送などの情報が追加されるとさらにいいのではないかと思います。

その他にも、富士吉田市にある「ふじさんミュージアム」では、聞こえない人が手話によるガイドをするという制度もあります。

その他の施設については、聞こえない人がガイドをするというものを聞いたことがな

いので、県外の方がお見えになった時に、ガイドは聞こえない人がやるといった、そういう人材育成もしていただければと思っています。

次に4ページの施策番号61番について、災害発生時の手話通訳者の派遣制度について、御理解をいただきましてありがとうございます。何か大きな災害があった時に、手話通訳者も被災者の立場になることから、中々その派遣がスムーズにいかない場合もあります。

そうなった場合、県外の手話通訳の方からの援助をいただくというようなことも、制度として必要だと思っています。手話通訳者だけではなくて、色々なことに対応できるためにも、手話通訳者や要約筆記者、または盲ろう通訳介助者といったような人材、あとは聞こえない方の心のケアができるような、そういった人材の育成などもお願いしたいと思っています。

次の施策番号66番について、緊急通報に関する内容ですが、こちらに記載のあるFAX110番や、110番アプリシステムとは別に、電話リレーサービスというものがあります。これは2年前に国の制度としてスタートしたもので、この施策の一文にこの電話リレーサービスを盛り込んでいただきたいと思います。

次に12ページにある施策番号173番の新生児への聴覚検査についてですが、生まれたばかりの赤ちゃんの耳が聞こえるかどうかの検査をするという、とても大切なことだと思います。

その検査の中で、耳が聞こえないと分かった場合は、親御さんの気持ちというのはとても不安定になると思います。

その時に、補聴器や人工内耳といった音声に頼るようなものだけではなく、手話という言葉があり、手話を身につけることで、それもコミュニケーションの手段の一つになるということを周知していただきたいと思います。

最後に、23ページの施策番号287番の障害者スポーツの競技力の向上についてですが、今、障害者でもスポーツを楽しまれる方が増えています。

パラスポーツの選手は、だんだん増えてきており、その中の耳が聞こえないスポーツ選手の方をデフアスリートと言います。聴覚障害者の世界的なスポーツ大会の中でデフリンピックというものがありますが、それに参加するための強化練習等の支援制度も是非併せてお願いしたいと思っています。

また、私の方で福祉講話のため小中学校に訪問させていただくこともありますが、子ども達はパラリンピックがあるというのは知っていても、聞こえない選手もそこに含まれていると思っている子が多いです。

つまり、聞こえない人のためのデフリンピックという大会があるというのを知らない子供が多いので、そういったことについての啓発活動にも御協力をいただきたいと思います。

是非、御審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。まず学校現場での手話言語の興味関心を促す取り組みについて、県よりお話いただければと思います。

その他、ただ今御意見いただいた観光分野や災害緊急通報、早期療育、スポーツについ

て、今回の素案の中で、盛り込むのか既に盛り込んでいるのか、あるいは今後検討するのかというお話しをいただければと思います。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

御意見いただいたとおり、手話言語条例が制定され、手話についての関心が高まっている状況です。

教育現場においては、例えば特別活動において歌を歌う時に手話を一緒に取り組むといったことや、相互理解について色々な障害を持った方達がいるということを学習していますが、ろう者の方々の障害についてハンデをクリアするために手話というものがある、ということをご指導しているところであります。

(議長)

今のお話は今回新規追加された施策番号11番の表記の中に、含まれているというような理解ですが、それでよろしいでしょうか。

では、2つ目の施策番号38番、観光バリアフリー化に関しましていかがでしょうか。

(障害福祉課)

所管課である観光資源課が、本日他業務のため欠席としていることから、いただいた御意見をもち帰り、政策に反映できるか内部で検討させていただきたいと思っております。

(議長)

それでは次、施策番号61番の災害における手話通訳についてですが、前回の会議でもお話はいただいていたかと思っております。県外自治体との連携した体制を作るという点ですが、素案という観点からはいかがでしょうか。

(障害福祉課)

御意見いただいた災害時の手話通訳者の派遣についてですが、県外からの派遣というのは今回初めて伺ったので、今後どのように対応するか検討したいと思っております。

(議長)

失礼しました。県外からの派遣については、前回話が上がったものだと思っておりました。

今後検討していただくということで、よろしく願いいたします。

続きまして、施策番号66番の緊急通報に関する施策へ電話リレーサービスを追記するという点はいかがでしょうか。

(障害福祉課)

電話リレーサービスについては、総務省の事業ということで、緊急時だけでなく仕事や通院の際に、オペレーターが仲介をして電話で会話ができるというサービスということとは承知しております。施策番号66番へ追記するかどうかについては、また検討させていただきたいと思っております。

(議長)

はい、ありがとうございます。

続いて、施策番号173番の早期教育に関わるところでも、コミュニケーション方法を学ぶ機会を保証していくという事に関してはいかがでしょうか。

(障害福祉課)

子育て政策課が、本日他業務のため欠席としていることから、いただいた御意見をもち帰り、政策に反映できるか内部で検討させていただきたいと思います。

(議長)

では検討していただくということですが、委員の方から本件に関連して何か御意見があれば伺いますが、いかがでしょうか。

特になさそうなので次に進みます。

続いて、施策番号287番のデフリンピックの普及等について御回答をお願いします。

(スポーツ振興課)

障害者スポーツの競技力の向上につきましては、新プランの方にも反映させていく予定です。

先ほど委員からの指摘があったとおり、具体的な内容については、検討を進めて参りたいと思います。

(委員)

皆様、御回答ありがとうございます。御回答いただいた中で、施策番号66番の緊急通報について、おっしゃられたとおり電話リレーサービスは総務省が所管をしていますが、対応範囲は日常生活だけではなく、緊急通報も含まれております。よって、110番通報や119番通報、海上での遭難の場合の118番通報といった、緊急通報に該当していると思ったので、追記してほしいとお話しさせていただきました。

110番通報アプリがあるということはとても大事なことです、内容がチャット形式になっており、文章を入力しなければなりません。電話リレーサービスの場合、手話通訳者がオペレーターとして画面に表示されますので、手話でそのまま対応してもらえるというようなサービスとなっております。

そのため、緊急通報という内容に含めるのが適当ではないかと思っております。よろしく願いいたします。以上です。

(議長)

はい、ありがとうございました。それでは、他の委員の方の御発言がありましたらお願いします。

特に無いようなので、お手元にある資料3について御意見をいただきたいと思います。こちらは事前提出いただいた6名の委員からの御意見と、それに対してプランに反映できるかどうかについて担当課からの回答資料となっております、反映できるかどうかは○や

△といったように表記されております。

まず、付番1の委員からの御意見について、主に芸術鑑賞に関する事ですが、これは○が記載されており、プランへの反映はされるということになります。

続いて、付番2の委員からの御意見については、こちらは△の表記であり、これは県が市町村に対して周知または働きかけをするということで、主に市町村の方でやってほしいという意図が右の備考に記載されております。

この資料3について順番に確認を終えてから、各委員から素案の感想等を一言ずついただければと思います。

(障害福祉課)

付番2の委員の御意見について、各市町村のヘルパーの育成をしてほしいという御意見について回答します。県では常時介護を要する重度障害者への支援者の育成をするための研修を行っておりますが、市町村からの参加者が少ない状況となっているので、県から各市町村に対して、周知や働きかけを行っていき、受講者を増やしヘルパーの育成をしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

(議長)

県としてのプランには具体的なものは入らないという理解でよろしいでしょうか。

(障害福祉課)

プランへの反映について△とさせていただいたとおり、文言としては入りませんが、今ある制度をもっと徹底してやっていくことで、ヘルパーの育成を図っていきたく思います。

(議長)

委員、よろしいでしょうか。

(委員)

よろしくお願ひします。

(議長)

それでは、次の付番3の委員の「点字等による試験はICTを利用したものも含まれているのでしょうか」という御質問に対して一応、備考に回答がありますけど、この回答でよろしいでしょうか。もう一つの御質問で「パラスポーツセンターとはどのような施設でしょうか」というものがありますが、これは備考に説明が記載されているのでよろしいかと思ひます。

(委員)

はい、分かりました。もちろん、個別の対応をしていただくのはありがたいのですが、「等」というところで、ICTを利用したものも含まれているという理解でよろしいでしょうか。

(障害福祉課)

本日所管課が他業務により欠席となっており、持ち帰り確認させていただきたいと思  
います。

(委員)

とは言え、個別の対応については今までもしていただいているし、今後それが後退す  
ることは考えにくいと思いますが、いかがでしょうか。

(障害福祉課)

おそらくおっしゃるとおりだと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。

それでは、続いて付番4の委員からの御意見についてですが、挙手での御意見もあり  
ますので、それら含めて委員の御発言をお願いします。

(委員)

よろしくお願いいたします。私は、障害児者の方の福祉避難所のことについて書かせ  
ていただきました。「何かあれば福祉避難所に」という話が出ていても、福祉避難所につ  
いては公にはされていないので、自分がどこに行ったらいいのか全く分からないという  
御意見を伺います。

私は甲府市の医療ケア児支援検討会議のメンバーでもあります。先日の会議において、  
「まずは第一避難所に行ってください、そこで状況を確認してから、福祉避難所を開き  
ます」という話だったのですが、現実を見ると、やはり重度の方や呼吸器装着している  
方等が多い中で、また次の避難所に移動するとなると、誰が連れていくのか、その災害  
が起きている状況の中でどういう手段で行ったらいいのかという点について、当事者の方  
々は不安に思っています。

今県の中で医療的ケア児及び重度の方はどのくらいの人数がいるのか、ということは  
既に調査をして数が出ています。例えば、この地域にはこの福祉避難所に何人行きま  
しょう、みたいなものを作れば、混乱ありませんし、親御さん達も避難しないで家に  
いますというようなことがないようにできたらと思い、書かせていただきました。

ただ、この回答を読んだ時に、市町村の課題に沿った伴走型の支援を想定していると  
書かれていたので、そうではなく県として、やはり、この福祉避難所の位置付け、それ  
について明確にした方が理解されるのではないかと思い、書かせていただきました。

もう1つのところは、これは私の個人的な意見ですが、医療的支援センターの方で、今  
研修がだいぶ広がっていて、強化されています。

それで、介護職員とか保育士、学校教員など、本当に広がっていて理解されているとい  
うことがとてもいいなと思いました。

あとは、実際に今働いている看護師だけでなく、潜在している、働いていない看護者  
達をターゲットとした研修が行われることによって人材も増えるのではないか、という

ことで意見を書かせていただきました。

(議長)

福祉避難所についての御質問について、回答できる部署の方はいらっしゃいますか。

(防災危機管理課)

福祉避難所に関しては、こちらの備考欄に書かせていただいたとおり、一昨年、災害対策基本法が改正され、国の方でも福祉避難所への直接避難ということと呼びかけているところです。

このガイドライン改定に伴い、市町村に周知を図っているところですが、ガイドラインに沿った対応というところがなかなか浸透しておりませんので、今後市町村に必要な働きかけを継続的に行っていきたいと考えております。

委員から御指摘がありました、福祉避難所の位置付けというところについてですが、現段階でマニュアルという形に落とし込むかどうか、まだこの時期のこのプランに反映させるかどうか確定できていないところです。

まず、具体的な市町村の支援の仕方に関して、改めて今後検討をしていきたいと考えております。

(委員)

回答いただきありがとうございます。今のお話を聞いていると、やはり「福祉避難所に第一に」ということは分かりましたが、これが市町村に浸透してないというのは本当に明らかですので、やはりそこは確認しながら一緒にこのマニュアル作りができればいいなと思います。引き続きお願いいたします。

(議長)

今の時代にはないとは思いますが、A市町村とB市町村があったときに、避難所についてB市町村の方が近いにも関わらず、その情報が伝わらないなどの問題で、遠いA市町村の方の避難所に行くという事例、こういう場合は命に関わる事になります。

その辺のやり方も含めて、市町村が跨がると、県の方から話をしないと上手くいかないかもしれませんので、その辺の御検討もいただけたらと思います。

福祉避難所の本質的な検討をすれば、その辺の話は当然出てくるかと思いますが、課題として認識したということで、ありがとうございます。

それでは次の付番5の委員の御意見については全てプランの中に反映している、あるいはするということですが、委員の方から何か追加で御確認、御意見あるいは意見の説明等を簡単にお願ひできたらと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

一応、全てプランに反映させていただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長)



はい、それでは次の付番6の委員の御意見に関しましては、プランに反映するということが、さらなる御意見や確認事項等あればよろしく願います。

(委員)

はい、よろしく願います。

施策番号235番においてインクルーシブ教育の事について記載がありますが、文言としてはこれでいいと思います。ただ問題は、事前に意見として出させていただいた、評価についてです。

つまり、どれだけ現実にインクルーシブができたのかというところに関しては、どうなっていくのだろうかという不安があります。

私は相談支援専門員の協会、講師等を色々やっています。それでこの1年間、色々なところに顔を出しながら、現場の職員の話を知っていると、例えば、支援学校に子どもが増えるということは、もちろん、特別な教育を必要としている子ども達も増えているわけだから、当然それは良いことです。

ただ、インクルーシブということを見ると、支援学校があったとしても、本来はできるだけ地域の学校を受け皿としていくべきだと思います。

ところが、現場の相談員の話を知っていると、支援学校に行った方が楽だからとか、ちょっときつい言い方をしている相談員のお話だと、学校側が他の子を守るために特定の子どもを支援学校に行かせるという選択肢をする、というようなことを伺っています。

また、そういった子どもは学校が終わってから学童保育では受け入れることはできず、放課後デイサービスに行かざるを得ないことから、結果的に考えると、支援学校からそのまま放課後デイサービスの方に入ってしまった方がお互い楽だ、といった御意見も伺っております。そうすると、単純に支援学校の生徒が増えたというところと、インクルージョンの評価のところ、本当にこの内容で大丈夫かなということが私は懸念を感じたところです。

よって、プランとしての文言はこれで良いと思うのですが、評価のところ、少し考えさせていだきたいというところがポイントです。

(議長)

評価をしっかりと行うということは、施策を実行するという事に繋がりますので、重要な御指摘だったかと思えます。ありがとうございます。

それでは、事前にいただいた御意見に関しての確認はこれで一旦終了とし、また何か追加があればお話しいただければと思います。

それでは改めて、今日示されたプランについて、もう一度何か御意見がある方は、挙手をお願いいたします。

(委員)

グループホームについて、意見を述べさせていただきます。事前に意見を出しておらず申し訳ありません。資料1の25ページに、施策の柱として「望む場所、快適な環境で自分らしく暮らす」ということが書いてあります。

知的障害、身体障害も含めて、施設で暮らすよりグループホームで暮らす方が、望む暮

らしに近いのかなと思います。今全国的にグループホームで暮らす人が13万人ぐらいで、施設で暮らす人が12万人ちょっととなっており、グループホームで暮らす人の方が多くなっています。

ただし、山梨県については定員で数えたところ、グループホームで暮らしている人が700～800人で、施設で暮らす人がその倍くらい居るということで、非常に遅れているのではないのかと思います。

それを踏まえて資料2の9ページ、施策番号146番からですが、「居住系のサービスの充実」と書いてあります。例えば146番では「施設の小規模化及び居室の個室を促進し、必要な障害者支援施設について補助金の活用などにより整備を支援する」等の記載がありますが、今、施設はほとんど個室ではありません。

それから、下の方の施策番号135番、「グループホームについて、施設整備費の補助金活用など用いて、量的・質的な充実を図ります」から、その下の施策番号137番、「グループホームの家賃について、一定額を支給します」と書いてありますが、これは山梨県独自の補助金等を創設していただくということなのか、お伺いしたいです。

先ほど申し上げたように、山梨県のグループホームで暮らす人は少ない状況にありますが、やはり県として補助や誘導を行わないと、いつまでたっても山梨県ではグループホームに住む人は多くならないのではないかと思います。

もう1つ、付番2の委員の御意見のところ、重度障害者について、それに対応するヘルパーについて記載されていますが、山梨県では今、医療的ケア児について県が一生懸命取り組んだことで注目を集めました。知的障害の方、強度行動障害の方達についてはまだなかなか手付かずだと思います。

また、医療も含めた居住の場所で、現状として株式会社が運営するグループホームではきちんと対応がなされていないということも新聞で報道されています。

静岡県にグループホームがありますが、そこに山梨県の強度行動障害者や重度の方がかなりたくさん、そちらに行っているという現状もありますので、是非この問題は力を入れてやっていただきたいと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。冒頭に委員より、事前に意見を出されていないことについて謝罪がありました。全然そんなことはなくて、この場で御意見を出していただくのは何も問題無く、可能であれば書面で、というような位置付けですので、意見はどんどん出していただけたらと思います。

それでは今の御意見、グループホームの件と、医療的ケア児への対応は進んでいるが強度行動障害の方はどうか、という御指摘かと思います。いかがでしょうか。

(障害福祉課)

障害福祉課から回答します。まず、グループホームの整備の件についてですが、全国と本県の状況を比較した場合、確かにグループホームに入所している方は少ないかもしれませんが、市町村の調査による「どのくらいの方が利用したいか」というニーズと比較しますと、中北地域については、グループホームはかなりの数が確保されていると考えております。

ただ、中北以外の圏域についてはなかなかグループホームが少ないということで、県としては、今後それ以外の地域にグループホームを増やしていくということを検討しています。

また、施策番号136番にあるように、重度の方が入所できるグループホームについて、県内では今のところ中北地域の3箇所のみとなっておりますので、そういった方が入れるグループホームも、全県的に増える取り組みをしようと現在考えています。

(議長)

家賃補助の有無についてはいかがでしょうか。

(障害福祉課)

家賃補助につきましては、山梨県では現在、国の方の制度に合わせており、1万円の補助としております。現在、別件で検討しているところもありますが、全県的に取り組むというところまでは考えておりません。

(障害福祉課)

続きまして、障害福祉課から、強度行動障害の件について回答します。こちらについては、6月の補正予算で中核的人材の育成を今年度から始めるところでございます。また、国立のぞみの園から、山梨県に来ていただきまして、強度行動障害の体制について、色々と指導をいただいて今後につなげていく予定です。

(委員)

グループホームのニーズの捉え方についてですが、前々回も話したかもしれませんが、グループホームに行きたい人は、地域にももちろんいらっしゃいますけれど、入所施設の中にたくさんいらっしゃいます。だから、そこをきっちりとした意思決定支援をして、グループホームに行きたいのかどうかを確認しないとプランの数値はおかしいものになるのではないかと、ということはずっと言っています。

入所施設にいる方で、グループホームに行くと言っていないというケースは、グループホームのことを知らないからだと思います。

そこは県が音頭を取って、入所施設に今いる方達に対し、グループホームというものがありますがどうですか、という調査を市町村にさせないと、このプランのサービス見込量の数自体がおかしなものになると思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。2019年に全国的には施設入所者数とグループホームの人数が入れ替わり、グループホームが上になってからもう4年ぐらい経っているわけで、まだ山梨県は、グループホームの方が少ないということですが、中には施設自体が潰れてなくなったという事例もありますか。

(障害福祉課)

閉鎖するといった事例もたまにはありますが、委員がおっしゃったように、確かに施

設入所されている方のニーズ把握というのを各市町村がしっかりとできているかという点については疑問もありますので、市町村で作成しているサービスの見込み量に施設入所者の部分のニーズも把握できるよう、そのようなことができるかまた検討していきたいと思います。

(議長)

あと、強度行動障害の方の国立のぞみの園からの来ていただく件についてですが、私は国立のぞみの園に研究課長として在席していた経緯があり、今も参事として研究のほとんどを指導しています。是非活用していただき、近くに私もいますので、お声かけいただければと思います。その他御意見等ありますか。

(委員)

よろしくをお願いします。プランや施策の話と関係なかったら申し訳ないのですが、先ほどのグループホームの件について、中北地域は足りているけど、他の地域でグループホームを増やしていくように進めていきたいというお話がありました。ただ、実際県で作るわけではないかと思いますが、どのような形でグループホームを増やしていくのか具体的に教えていただけると助かります。

(障害福祉課)

プランの中にも記載していますが、障害児者の施設の補助金の採択要件の中で、福祉サービスが少ないところは優先的にその補助金が受けられるような事を現在も行っているという点が一つと、東部地域におきましては、県内でも特にサービス事業所の少ない地域でありますので、そういったところにはまた別の支援等も今検討しているところです。

(委員)

検討の内容について、どのように進めてどういった結果になったかまた教えていただきたいと思います。重度障害のある子の親である私としては、子供が安心して将来育っていける環境ができれば良いと思っています。

(議長)

参考までに東京都の状況をお話ししますと、23区の半分以上は区として入所施設を設けており、それも昔からの入所施設ではなく、いわゆる多機能の入所施設であると思います。

いずれにしろ、居場所というのはしっかり確保していかないと、不安は尽きないと思いますので重要な御指摘でありありがとうございます。

それでは、他にございますか。

(委員)

最後のところについて、聞き逃してしまったのかもしれませんが、結果的にグループホームの家賃補助の1万円は増えないという結論でよろしいでしょうか。

私はこの施策を見たとき、増える可能性があるとすごく喜びましたが。

(障害福祉課)

現在まだ公にできる段階ではありませんが、全県として増やす予定はありません。一部のところを増やすことについては検討しています。

(委員)

分かりました。ここ数年、やっぱり自立支援協議会の中でも、アンケートとか話し合いの中で、やっぱりグループホームに移行したいという方は確実にいます。その1つのハードルとしてお金の問題だということは明確です。

1か月に6万5,000円相当の年金で、大体家賃が3万円、食費が3万円、残り5,000円となり、そこに補助が入ったとしても、本当に逼迫した状態で中々一歩を踏み出せないということになります。

例えば就労能力が高く、ある程度自立されている方であれば、グループホームに移行することも可能かと思います。そうではない方、例えば今までずっと親と一緒に暮らしていて、親も70～80歳、自分が50歳くらいになってきて、自分自身の体も低下してくるという中で、これ以上就労能力を上げられないという人も実はグループホームに行きたいという希望を持っています。

ところが、今言ったような金銭的な問題があって難しいということが発生しています。これは、自立支援協議会の会議の中でも発言しており、そういった事を取り上げていただいたのかなと思いましたが、残念です。今後もまた、言い続けていきたいと思えます。

それから、中北地域以外にグループホームが少ないのは、単純にグループホームを希望する人がいないというわけではなくて、理由としては移動の問題だと思います。

やはり、施設は甲府市の方に多く、甲府市のグループホームに通われている方の御意見としては「病院に行きやすい」、「地域の商店に行きやすい」、「色々作業をしやすいような施設が通いやすい」という理由で、結果的にそういうところに人が多く集まってしまっているのが現状です。

中北地域以外では、例えばどここの施設、就労施設にくっついているグループホームということが増えてしまって、このグループホームに入るためにはこの施設に通わなくてはいけないような状況となってしまう、ここだけでその方の1日が終わってしまうことになります。

日曜日にどこか遊びに行きたいと思ってもなかなか行けない、自由に外に出られない、甲府市に出ようと思っても、自分でタクシーを呼ぶとなると、先ほど申し上げたお金の問題が出てしまって難しい。

こういう問題が現状としてありますので、やはりそういう補助が増えることを本当に願っています。

(議長)

はい、ありがとうございました。御意見として、議事録に残しながら、アピールしていただけたらと思います。

残り30分になりましたので、せっかく委員の方々がいるので、御意見をお願いしま

す。私はいくつかほかの団体のプランを見ていますが、このプランはなかなか県の努力もあり、かなりいいものにはなっているかと思います。

そういうことで、特に御指摘がないということであれば、それでよろしいですが、一応、順番に大変失礼ですけど、お1人3分程度で御感想も含めて、御意見をいただければと思います。いかがでしょう。

(委員)

資料に目を通していて、これはついてくのが大変な会議なのだなと思ってしまいましたけど、今日お話を伺って、基本的には、自分の家族だったらどうすればいいのかというように私は考えました。それを基本に考えていきたいと思います。ありがとうございます。

(議長)

ありがとうございます。

(委員)

私は、歯科医師会の代表であり、本当に専門的すぎてついていけないという部分がありますが、一応歯科に関わっているところでは、あけぼの医療福祉センターや山梨口腔保健センター、富士東部口腔保健センターの外来診療を中心に、関わらせてもらっています。先ほど委員から、医療的ケア児への支援がだいぶ充実してきたということですが、なかなか歯科の方に繋がっていないという現状もあります。今後はそういった情報をこちらの方にも共有できるという話が出ておりますので、情報提供いただいて、関わっていきたいということと、やはり歯科医師、歯科衛生士を含めて訪問診療など、医療的ケア児への支援に関われるような、スキルや知識、そういったものも今後増やしていきたいと思っています。

(議長)

ありがとうございます。

(委員)

やまなし障害児・障害者プラン2024の14ページのところを開いていただきまして、障害者権利条約の批准というところがありますが、こちらの方に、昨年9月に初めて、国連の審査があって、国連障害者権利委員会総括所見というのが出ていますので、4行目の、「規定しています。」の後に、例えば、「令和4年9月に国連障害者権利委員会の総括所見では、評価された点もありますが、条約が目指す社会に向けて、多くの改善が示された」みたいな、結構、障害者にとってとても大事なことなので、それをできれば入れていただきたいです。今回のその総括所見の中で、インクルーシブ教育や地域移行について、日本は遅れているというようなお話もありますので、是非、その点を入れていただければと思います。

(議長)

はい。では、そこは県の方でインクルーシブ教育、地域移行が指摘されたところがあるという点を、認識を促すということで、入れるということで御検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。

(委員)

今回、この資料を事前にいただきましたので、家で読むことができ、とても良かったと思います。ただ、本当に内容を見たら、盛りだくさんでしたので、主に、赤字のところを中心に読ませていただきました。本当に、細かく、色々しているなと思いました。

ただ、やはり今日のこの会議もそうですが、それぞれの立場の方から御意見を聞くと、専門的な話が出ていて、私の中では、知らない言葉などありましたので、この会議の一員として、そういうところもしっかり理解しながら、会議に臨みたいと思っています。全体的なところを見させていただいて、回答いただきましたので、よく理解しながら参加できました。

(議長)

ありがとうございます。

(委員)

この障害者施策推進協議会の役割は、そもそもプランのことだけをやるということでしょうか。

(議長)

今期は3年に1回の策定の年だから、そうになりました。

(委員)

もう少し、障害者に対する施策について、具体的にこういうものがあるということが言えるような会議であってほしいと思います。同じように、県の自立支援協議会もあって、そこでは、かなり具体的なものも出てきて、その成果として先ほど障害福祉課からお話があった、強度行動障害者の支援者の外部からのコンサルテーションを入れて、ニーズを高めていこうということも出てきたので、この場ではもう少しそういうプランを見るだけではなくて、常々何かあればいいなというものが出てくればいいと思っております。

(議長)

政策提言が本来的な会議の趣旨かもしれません。

(委員)

先ほど強度行動障害向けの職員などの研修もしているという中で、事前に書かせてもらったことと重なりますが、そのような研修もやはり市町村に下ろして、「常時介護を要する重度障害者のヘルパーを」と書いてありますが、強度行動障害も重度障害者ですけど、その辺のところの文章がちょっと合っているのか疑問に思います。

強度行動障害者が、グループホームだけが本当に終の棲家でないというか、ここに書かせてもらったように、自宅でヘルパーの力を使って、安定した住まいの中でその子が将来を終えるっていうのも1つの選択かなと思っていますので、県の事業ではないとはいえ、市町村のヘルパーの人達も、その強度行動障害に対して、重度障害者の勉強をするような機会が増えればいいなと願っています。

(議長)

ありがとうございます。

(委員)

今日は、専門職として、手話通訳2人がこちらに伺っております。手話通訳にも、実はちょっと課題がございます。今年1年間で、活動できる場所に委嘱ができる数が56人です。この56人はとても少ないです。他の仕事と兼ねて手話通訳をしている人がとても多いです。日中に活動ができる人が少ない中、日中活動での派遣というのがかなり多く、そこで派遣ができる手話通訳というのが足りないという状況になっております。

今、養成事業自体が山梨県立聴覚障害者情報センターの方に委託をして、養成講座で手話から日本語に、また日本語から手話に翻訳するという講座を1年間勉強している状況にあります。そして、通訳者の統一試験を受ける、その基準に合格した後に初めて通訳として活動ができます。その前に、市町村で開催されている地域の手話奉仕養成講座というのがあります。そういう人達が、地域のろう者と交流ができるぐらいの手話を身につけて、また手話通訳養成講座に通うとなると、4～5年、通訳者になるためにはかかってしまうので、やはり数が足りません。

現状、手話通訳者として資格を持って活動している人の平均年齢は50代です。やはり、自分達の親の介護等というところもありますので、次世代を養成していくところが課題になっておりますので、山梨県立聴覚障害者情報センターだけではなく、もっと若い人達が手話を勉強して手話通訳を目指していくための大学や研究専門施設などに要請をしていく、そういうカリキュラムをそういった専門機関に含めていくということも必要になるかと思えます。専門学校で1年に2回手話を教える機会をいただいておりますけれども、それではやはり足りないと思えます。1年間きちんとろう者と交流をしながら手話を学ぶ、コミュニケーション技術を学ぶというようなカリキュラム、歯科医師専門学校であったり、その他の介護士の研修場所であったり、そのような学校機関に対して手話の講習会を広めていくということもしていきたいなと思えますので、是非お願いいたします。

(議長)

はい、ありがとうございました。御要望ということでございました。それでは、この計画、山梨県読書バリアフリー計画と副題についております。

(委員)

視覚障害者の生活のことについてお話させていただくと、同行援護従業者の不足による外出ができないという現状が、一番身近で重大問題になっていることかと考えていま



す。以前の数値目標の達成状況の評価のところで、コロナのこともあって、外出が減ったから達成できなかったといった評価があったように理解していますが、それと肌感覚での同行援護従業者不足により外出ができなかったというところに、差異を感じています。今後評価などを正しく行って、課題の解決に向けた施策になっていけばいいなと思っています。実際、土日は特に同行援護従業者が見つからないので、外出ができないという現状が多々あるようです。よろしくお願いします。

(議長)

同行援護従業者についての御要望ということですが、また、読書バリアフリーについては次回あたりに御意見があればいただけたらありがたいかなと思います。ありがとうございました。

(委員)

原則、細かい、本当に直に生活に関わる部分は市町村で、そしてそれがうまくできないよと、本当に大きなところでみているのは県でという、この方法で考えると、ここに入っている文言、たくさん入っていて、より具体的になっているなというのはすごく感じる場所です。ただ、数値目標は、要は達成したかどうかは分かりやすいですが、先ほどのインクルーシブ教育のようなものに関しては、数値がはっきり出ない分、隠れてしまうものがすごく大きいことが怖い場所です。

先ほども言ったように、現場だと、いわゆる障害と教育の考え方がやっぱりはっきり違うところが出ています。離れてきているなというのが本当のところなので、これは本当に差別だと。障害のある子どもが地域で生きていく上で、10年後、20年後、その子が地域に戻ってくるという意識が、正直学校現場に足りないのかなと思うくらい、長い目で見るとすごい差別だなと思います。なので、是非、評価のところで「単純に学校に行きました、何人行きました」ということではなく、もう1歩深めたところで、お話を聞きたいなと思っています。是非よろしくお願いします。

(議長)

御要望でした。

(委員)

防災のことが、ちょっと自分の中では、イメージがなかなかしづらいかなと感じております。仮に福祉避難所というものを計画の中に位置づけて、そこでどのような体制を取っていくのかということ想像した時に、私は全然、現場の前線を見たこともないですし、なかなか障害のある方と、普段から交わっていることはないのですが、やはりどのような障害のある方にはどのような対応をするのかという事例みたいなものがあると、災害の福祉避難所にはどのような体制を整えるのかというイメージができるのかなと思います。現状でそれがなかなかイメージできないところがあります。具体的に何か個別事例みたいなものがたくさんあってくると、単に避難計画を作るだけでなく、どのような体制を取るかの参考になるのかということを感じました。

(議長)

御要望と、御意見も含めてですね。ありがとうございました。

(委員)

事前意見も書きましたけども、何回か、障害のある人とない人が、合わせて芸術を鑑賞する機会があり、それに参加させていただきました。

鑑賞の方法には配慮が必要になりましたが、芸術作品を見るということになると、障害があるないは関係なく、それぞれその人らしきが出るので、そういう機会というのは教育現場も含めて増えていったらいいと思っています。

(議長)

ありがとうございました。

(委員)

このやまなし障害児・障害者プラン2024ですけども、早々に送っていただいて、ありがとうございます。とても見切れるものではないですけども。

身体障害者手帳は、交付は平成25年が4万人、今、3万3000人ということになっており、いろいろな形はありますが、今の65歳以上、高齢者のほとんどの方が、障害者と一緒だと思います。

ただ、申請したらどうかというと、65歳以上の人達は、障害福祉サービスが受けられなくて、介護の方での対応になるということで、ほとんど、面倒だからいいというような返事をいただくので、実際はもっといると思います。大体、人口の5パーセントは、何らかの障害を持っていると言われていますが、だんだん減ることはとても良いことです。

今回のプランは、素晴らしい内容だと評価させていただきます。第7期ですか、これが終わる頃には、この施策推進協議会で、どういうふうになっているのか、楽しみにしています。第6次の方も、今年の施策推進協議会の中で、51項目の進捗状況や、どのくらい達成しているかのパーセンテージを出していただきましたが、その中では、半分以上がクリアしていたかと思っています。ただ、3分の1ぐらいは20パーセントから30パーセントの達成率になっており、せっかくこういう計画を策定した以上は、無理な話かもしれませんが、できれば100パーセントを達成してほしいと思います。

元々障害者というのは、平成17年に3障害、一緒になって、同じレベルでということに進んではいるのですが、障害によって、全ての要望が全部違います。それをいちいち、取り上げて全て解決するというのは、とても金銭的にも不可能だと私も理解はしています。

しかし、できるだけ数値目標を出して計画を策定した以上、それに近づいていただきたいと思っています。また、今度改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の義務化もあります。努力義務から義務化されるというような形の中で市町村にもお願いをして進めていただきたいと思っています。

障害者も甘えることなく、自力で、前進する、日々生活をするのが大切です。例えば、今回の手話言語条例について、私はとても山梨県は素晴らしいなと思って聞いたら、全国47都道府県中の30何番目ってという話を聞いて、ちょっとがっかりはしてはい

ないですが、せっかく条例化されたということで、聴覚障害者の方達が、こういう会議で通訳者の方達がいて、色々な会議をやっていただいています。会議の最後、どんな会議でもいいのですが、聴覚障害者の人達が出席している会議には、必ず最後に1個、手話を覚えてもらえれば、条例が役立つのではないかと考えております。

障害者も車椅子や重度障害の方達などいますが、他の人達がどういうふうになれば、お尋ねできるかなというタイミングがなかなか難しいと思います。押していいのか、引っ張っていいのかというようなことがあります。是非それは障害者別々にやっていただきたいと考えております。

最後に、ちょっと長くなりましたけど、私の体験ですが、15年ほど前に石和の保育園に視察に行った時に、聴覚障害の子供が2人おりました。当然先生もいらっしゃいましたが、その教室の中では子供達がほとんどの生活の中で、手話でお話をしていました。子供ですからすぐ覚えるし、なかなか忘れない。その教室の人達は、ほとんどがもう手話通訳者みたいなものです。そういうふう子供達から学ぶということも大切であるし、その子供達は、おそらく手話を一生忘れない。言葉というか、仕草は忘れないということがあります。

是非、インクルーシブ教育の中で、できるだけ皆さんと一緒に教室で勉強する、体の弱い人達は、健康な人達が助けたり、足が悪い人達はそうでない他の人達が助けたりと、お互いの生活に馴染むということが、1番大事じゃないかと思います。

山梨県で、施策推進協議会を条例化しているのは7市町しかありません。県は義務ですから、ここにいらっしゃる皆さんが、委員になっていますが、やはり施策推進協議会がなければ、せっかくいい計画を各市町村でもっていても、それを検証したり意見を言う施策推進協議会がないので、条例設置することによってもっと向上するのではないかと考えております。

県の皆さんからもできるだけ条例化をするように、頑張ってくださいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。話が長くなり申し訳ございません。ありがとうございます。

(議長)

ありがとうございました。一応これで委員の一通りの意見はいただいて、次回はここに、市町村からの積み上げ数値を加えたもの、今日の御意見を踏まえたもの、そして、今日やはり言い残した、あるいは、紙ではなく言葉で出た意見の中で、それに関して気が付いたこととか、そういう掘り下げた意見を、このペーパーで、今日置いていく方、お持ちになりファックスなどで送られる、そういうことで、また意見集約したものを検討することとなります。

今日はあまり差別解消法等、出なかったかというようなものもありますので、そういったものをより具体性の持った施策内容があってもいいかなと思います。そういったことを、次の協議会までにまた県で検討していただきたいので、次回またお諮りして協議するという形にさせていただければと思います。

あえて、まだもう1つ、これだけは言っておきたいという方いらっしゃいますか。

最後に、前回教えていただいた手話は「御苦勞様でした」でしたか。委員からも催促がありましたので今日は「よろしくね」を教えていただきたいと思います。

(委員)

突然の御指名ですが嬉しいです。ありがとうございます。

まず、前回の「お疲れ様、御苦勞様」について、このように手話表現をします。両手をグーにしまして、利き手ではない方に一旦おいて利き手で2回トントンと叩きます。これでお疲れ様、御苦勞様となります。

それで、今日は「よろしくお願ひします」ということですが、こんなふうにします。利き手の方をグーにしまして、鼻のところにつけます。ここからちょっと出して、今度手を開いたら相手を見てお願ひしますというふうに。これを繋げて、「よろしくお願ひします」になります。

(議長)

ありがとうございました。それでは、一応議事は終了させていただきます。事務局に進行をお返しします。ありがとうございました。

## 2 (2) その他

(司会)

柳田会長におかれましては、長時間にわたる議事進行、ありがとうございました。次に、その他次第のその他でございますが、委員の皆様から何かございますか。

(委員)

前回、8月の協議会の時には、障害福祉課の方から9月23日の手話言語の国際デーとやまなし手話の日制定記念フォーラムを開きますというチラシをお配りさせていただきました。県の方の御協力のおかげで、県知事も御出席をいただき、御挨拶をいただきました。記念公演等やいろいろな内容で、300人程度の参加者、たくさんの方に来ていただいて、フォーラムを大成功させることができました。御協力ありがとうございます。

今日、委員の皆様にもお配りしてありますけれども、手話言語条例とは何かというパンフレットをお配りしてあります。条例とは何かということを考えるような内容が書いてありますので、是非御参考にしていただければと思います。後で、各課の皆様もホームページ等で御確認いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

## 3 その他

(司会)

ありがとうございました。他に何かございますか。よろしいですか。なければ事務局からお願ひします。

(障害福祉課)

本年度、当協議会の委員の皆様のお意見をいただきながら、計画の策定作業を進めております。第2回目である今回の協議会でいただきました御意見を踏まえまして、計画の素案の策定を進めてまいります。お手元の意見集約用の用紙につきましては、本日お持ち帰りいただき、後日の提出でも構いませんが、提出期限につきましては、11月の2

日木曜日までとさせていただきます。今後は、12月26日に第3回目を開催し、計画の素案について御審議をいただき、1月に実施予定のパブリックコメントによる県民の皆様からの御意見を踏まえ、来年3月15日に第4回目として計画の最終案について審議をいただく予定でございます。委員の皆様には、公私ともに御多忙の折りとは存じますが、御理解と御協力をいただけますよう、よろしく願いいたします。

(司会)

それでは、以上を持ちまして第2回山梨県障害者施策推進協議会を閉会とさせていただきます。委員の皆様、長時間どうもありがとうございました。